

平成26年6月18日（水）

於・特許庁庁舎16階 特別会議室

産業構造審議会知的財産分科会

第7回特許制度小委員会

議 事 録

特 許 庁

目 次

1. 日 時： 平成26年6月18日（水） 13時00分から15時00分
2. 場 所： 特許庁庁舎16階 特別会議室
3. 出席委員： 大淵委員長、赤井委員、石埜様（飯田委員代理）、井上委員、片山委員、北森委員、後藤委員、鈴木委員、高橋委員、茶園委員、土田委員、土井委員、西委員、萩原委員、水町委員、宮島委員、矢野委員、山本委員、和田委員
4. 議事次第： 開会
これまでの議論の整理
閉会

開 会

○大淵委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第7回特許制度小委員会を開催いたします。

本日も、御多忙の中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

なお、本日は中村委員が御欠席でございます。また、飯田委員の代理として石埜様に御出席いただいております。

それでは、本日の議題について御紹介させていただきます。本日の議題は、お手元の議事次第・配布資料一覧にありますとおり、これまでの議論の整理でございます。

それではまず、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○山田制度審議室長 本日の配付資料は、座席表、議事次第・配布資料一覧、委員名簿のほかに、資料1「これまでの議論の整理」というホチキスとめのA4の紙、それから、参考資料1として横長のA3の表の紙でございます。参考資料2が医学系大学産学連携ネットワーク協議会から提出された意見書1枚紙でございます。参考資料3が経団連 産業技術本部から提出されたA4の1枚紙でございます。参考資料4と参考資料5は、前回の特許制度小委員会で資料としてお配りしたものを、参考資料としてもう一度配らせていただいております。加えまして、いつものとおりでございますけれども、A4の報告書3冊を参考のため机上に配付いたしております。

以上でございます。不足等ございませんでしょうか。

それから、本日御発言なさる際は手元のマイクのスイッチをお入れいただいて、こちらから指名されましたらマイクを近づけて御発言いただくようお願いいたします。

それから、プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきます。

○大淵委員長 よろしいでしょうか。

これまでの議論の整理

○大淵委員長 それでは、本日の議題は先ほど申し上げましたとおり、これまでの議論の

整理でございます。事務局から資料を御説明いただいた後で議論に入りたいと思いますが、本日は、医学系大学産学連携ネットワーク協議会から、本日の配付資料の参考資料2にございます「意見書」が出ております。本日の議題に入ります前に、この意見書につきまして飯田委員の代理の石埜様から、数分間補足説明をしたいとの御要望が事前にありましたので、御説明をお願いいたします。

○石埜様(飯田委員代理) 医学系大学産学連携ネットワーク協議会の石埜でございます。意見書につき、飯田委員にかわり簡単に御説明させていただきます。

まず1の部分ですが、基本的には産業界の事情は理解できますので、法人原始帰属には賛成するということ。しかしながら、大学等の公共の研究機関は、社会貢献の立場であくまでも研究者の自由な裁量で研究を行っておりまして、企業と事情が全く異なりますので、こちらは法人原始帰属にしないでほしいということ述べております。ただし、その場合、大学等の発明を従来どおりの予約承継のスキームに乗せるのか、それとも自由発明として扱うべきなのかどうかといった別問題は残るのですが、そこまでは言及しておりません。

2. の適用除外の在り方の項目ですが、ここは、大学等について、法人原始帰属としないことを原則に据えた場合に、それに対する例外も必要だろうということで記載しております。例外1は、研究機関によっては法人原始帰属のほうがよいところもあると思いますので、逃げ道をつくっているものです。もっとも、少なくとも大学はいずれも、この例外を希望しないのではないかと思います。

例外2のほうは、形の上では例外1と併記しておりますが、実は職務発明の定義自体をいじる可能性も含んでおります。前回、基本的な路線を固めてから、後で大学のことを考えればという御意見がございましたが、それではちょっと手遅れになる可能性もございましたので、今回、急いで御提案させていただきました。

少し御説明しますと、大学の研究でも、共同研究など企業等の外部機関との契約のもとでプロジェクトとして行った場合の成果は、むしろ法人原始帰属が望ましいので、そういったものをうまく区別して扱うというものです。ここの部分、法律の構成上は職務発明の定義自体にも関係し得るところかと思えます。つまり前提条件が意見書の記載とは逆になるんですが、全ての職務発明を法人原始帰属とする制度を前提として考えた場合に、実は大学においても共同研究などの成果としての発明は、そのまま原則どおりの職務発明に該当させ、その結果、法人原始帰属にする。一方で、それ以外の発明は研究者の自由な裁量に基づくものですので、そもそも職務発明というものに該当させない措置を講ずるという

考えもここには含まれております。

3のその他のところですが、さらにこの考えを発展させて、大学の発明はその内容ばかりでなく、発明を生み出す研究者のほうも大学院生とか研究生とか留学生も含んでいて多様であることから、むしろ職務発明制度から完全に独立させて、全て契約ベースで管理するのが適切ではないかという理想論を記載させていただきました。契約だと個別ばらばらになって、扱いが混乱するといった懸念もあるかと存じますが、そこは大学ですので、ひな形とかガイドラインで統一することも可能ではないかと存じております。

以上でございます。

○大淵委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、これまでの議論の整理について事務局から御説明をお願いいたします。

○山田制度審議室長 御説明申し上げます。まず資料1に入る前に、参考資料1から御説明させていただきたいと思います。横長のA3の表でございます。

この表で御説明したいことは何かと申しますと、前回、職務発明制度の柔軟化ということで、原則は現行法どおりの従業員帰属で、一定の要件を満たした場合に、例外として法人帰属になるという考え方も案の一つとして御説明した際に、それでは非常に権利の帰属先がわからなくなって不安定な制度になる。産業界の委員を中心に、そういうような御指摘がございました。

それで、(1)は現行法の従業員原始帰属の場合ということで左側に整理し、(3)は使用者原始帰属の場合の整理ということで右側を書いて、(2)は先ほど申し上げたような職務発明の柔軟化という場合もあるでしょうし、また、ベースが法人帰属だけれども、一定の場合には例外として従業員帰属を認める、そういうパターンの場合もあるでしょう。そういう弾力的な運用をする場合、それはどちらがデフォルトになっても、結論としては両方の場合が混在する、そういう場合を(2)として、法律関係がどのようになったかを整理したものでございます。

あわせてクロスアポイントメントの場合も、②ということで整理いたしております。

まず①の共同研究の事例、上段のほうでございます。左上の(1)で現行法だとどうなるかということでございます。A社、B社の研究者a、bが共同研究した場合に、特許を受ける権利というのは、基本的にはa、bの貢献度に応じた持分割合でa、bに原始帰属して、それぞれの持分がA社、B社に予約承継されるということだろうと思います。

ここで、特許小委の場合で一つ問題点として挙げたのは、a、bが結託して同意を与えないと、A、Bは、特許を受ける権利の承継を受けることができないという、特許法33条3項との関係でそのようになるという問題点が指摘されたところでございます。

これを一律に使用者原始帰属に転換した場合には、(3)のように安定的な状態になるということございまして、A社、B社に原始的に権利が帰属することになるかと思いません。

それでは、問題があるというふうに御指摘いただきました(2)の場合はどういうふうなことになるかということですが、A社が従業者原始帰属をとり、B社が使用者原始帰属をとるといった場合には、A社の権利がaからA社に承継される場合に、共有の持分の相手方の同意が必要だということで、B社の同意が必要だということになるわけですが、これはA社とB社の間で共同研究を行うという合意がある場合ですので、B社がA社に対する承継について同意を与えないということは、少し考えられないのではないかとございまして。もちろん研究開発の現場で、実務の上ではこのような共同発明契約に適切な条項を置くことは、実務の上ではいろいろ大変なことがあるのはお察ししますけれども、法律上は一応そういう整理ができるということございまして。

また、B社にとってみれば、共同研究の相手方のA社が、aが他社に二重譲渡するようなおそれがあることも懸念としてはあろうかと思いますが、少なくとも自社はきっちりbから権利を原始帰属、最初から権利を取得しておるわけございまして、共同研究の相手方であるA社に対して、A社においても適切に権利を承継するよう共同契約を締結する過程において、お願いするということが現実には考えられるのではないかとございまして。

次に②の二重雇用の事例ということで、例えば、よくありますようなクロスアポイントメントの事例で、D社からC大に出向して、D社も給料の一部を払う。そういうようなC大、D社、Xの間にクロスアポイントメントの合意がそもそもある場合は余り混乱がないと思えますけれども、極限的な事例として、こういうものがあるかどうかわかりませんが、C大、D社がそれぞれXがクロスアポイントメントをしていることを知らない。余り考えられないかもしれませんが、あるとした場合の処理ということを考えてみますと、まず左下の従業者原始帰属の場合には、C大とD社は、まず上段に書いてある考え方は、C、Dそれぞれの貢献度に応じた持分割合でC、Dに予約承継されると考えられると思えます。

他方、下のほうのポツで、ここら辺は解釈上も非常に難しい部分でございまして、私も何かこれで解釈を確定しておるわけではございませんが、考え方によっては、例えばXに原則帰属し、持分ということではなくて、C、Dそれぞれ完全な権利を予約承継するという考え方もあろうかと思えます。その場合には、(1) であると34条1項で、先に出願したほうが特許を受ける権利を取得するということだろうと思えます。

これが(3)の使用者原始帰属になった場合は、これも2つの考え方を併記しておりますが、C、Dで貢献度に応じた持分割合で原始帰属するという考え方もあろうかと思えますし、C、Dがそれぞれ完全な権利を帰属するということもあろうかと思えます。このときのCとDの優劣関係というのは、何らかの手当てが必要になる可能性があり得るかと思えますが、通常はC大とD社が先に出願したほうが勝ちということになるのではないかと思います。

真ん中の(2)の場合も同じでございまして、C大がXとの関係で従業者原始帰属をしている場合には、Xのもとに権利がもともと残っているものをC大が承継する。D社はD社で権利を持つ。貢献度に応じた持分割合で決まるという考え方をとればそのようなるわけですし、それぞれ完全な権利を持つということであれば、その場合には何らかの手当てが必要になるかもしれないということでございます。

大変細かいのですけれども、これは一律に使用者原始帰属としないと世の中混乱が起きるのかどうかということを検証した紙でございますので、資料1の前に御説明させていただきました。

それでは、本題の資料の1に入ります。本日の審議は、これまでの小委員会での議論を踏まえて、今後具体的な制度設計を進めていく上での検討の方向性について、小委として合意を図ることを目的としております。この資料1はそのために準備したものでございます。それでは御説明させていただきます。

まず、1ページの1. 職務発明制度を巡る近年の環境変化。ここに4点掲げております。今まで審議会でもたびたび出てきていることではございますが、我が国企業の研究開発活動は、組織的かつ資本集約的に行われ、その形態も、異業種企業や大学等の研究機関との共同研究など多様化している中、発明は、社内外の多数の研究者、研究補助者、技術者等の共同作業で創出される傾向にあり、発明者を初めとする関係者の意欲の維持・向上が重要であるというのが1点目。

2点目、一製品多特許化、特許の利用形態の多様化、現存特許数の急増や外国の特許を

受ける権利についての最高裁判決などの影響により、企業における相当の対価の算定に係るコストや困難性は増大しているということ。

3点目、「オープン・クローズ戦略」など、企業における知的財産戦略が多様化する中、企業は、職務発明について、特許権として権利化するか、営業秘密として秘匿化するかといった判断を経営戦略の中で迅速・的確に行う必要がある。

4点目、優れた発明が生み出されるためには、従業者等と使用者等の両方にとって発明へのインセンティブが与えられることが重要であるということでございます。

以上を踏まえれば、検討の方向性というところにありますけれども、研究者の研究開発活動に対するインセンティブの確保と企業の国際競争力・イノベーションの強化を共に実現するべく、職務発明制度の見直し自体が必要と考えられるのではないかとということでございます。

次に、2. 特許を受ける権利の帰属について。これまでの議論についてというところで、これまでの議論を幾つか御紹介しております。

まず1点目、近年、雇用が流動化し、研究者の転職等を通じた技術流出の問題が生じていると指摘されている。従業者帰属を前提とする現行制度の下では、いわゆる二重譲渡問題が生じ得るとというのが1点目でございます。

2点目が、企業や大学等の研究機関との共同研究など、発明が社内外の多数の研究者、研究補助者、技術者等の共同作業で創出される傾向にあるところ、現行の制度の下では、他社との共同研究の場合において、他社の発明者が同意しなければ権利承継できないという権利帰属の不安定性の問題があり、これらを解決するためには、使用者帰属とすべきとの指摘がございました。

2ページ目の次のポツでございます。二重譲渡問題や権利帰属の不安定性の問題については、使用者帰属に制度を変更しないと解決できない問題であるのか、それとも、従業者帰属を前提とする現行特許法につき一定の手直しをすることで、対応が可能か否かを検討するべきではないか。仮に一定の場合に使用者帰属を認めるとしても、現行制度を抜本的に修正して、例外なく一律に使用者帰属に変更するまでの事情の変化は説明されていないのではないかと。

4点目、大学には特有の事情があるため、大学の実情に応じた弾力的な運用を可能とすることが必要であるという議論もございました。

以上を踏まえれば、「今後の検討の方向性」というところでございますが、オープン・ク

ローズ戦略といった多様な知的財産戦略を使用者等が迅速・的確に実行するためには、一定の場合には、例えば、従業者帰属を使用者帰属とする等の制度見直しの合理性が認められるのではないかと。

2点目、仮に一定の場合に使用者帰属を認めるとしても、全ての使用者等について一律に従業者帰属を使用者帰属に変更する必要があると認められるほどの事情の変化が、平成16年以降に生じているとまでは説明されていないのではないかと。

次に、3. 従業者等の発明へのインセンティブの確保について。「これまでの議論について」というところで、また、これまでの議論を紹介しております。

1点目、これは繰り返しになりますけれども、優れた発明が生み出されるためには、使用者等のインセンティブとともに従業者等のインセンティブが確保されることが重要でございます。

2点目、平成16年の職務発明制度の見直しにより、使用者等にとって対価額の予測可能性を高めるとともに、従業者等の発明評価に対する納得感を高める法制度へと改正されたが、産業界等からは、依然として訴訟リスクのある予見性の低い制度であるとの指摘がございます。

3点目、今回の職務発明制度の見直しは、総体として従業者に与えられている利益の切り下げを目的としないことを確認する必要がある。国が研究者へのインセンティブを切り下げるとのメッセージ発信にならないよう留意するべきではないかという議論もございました。

4点目、現行法における特許を受ける権利の承継に対する法定対価請求権や、また、使用者帰属とした場合でも、例えば、発明者の職務発明に係る知的労力への報いとしての法定請求権や、インセンティブに係る契約、勤務規則その他の定めに関する手続・内容の法的規律といった従業者等の発明へのインセンティブを確保するための法的措置が不可欠であるという議論もございました。

その次、効果的なインセンティブの在り方は、企業が一番理解しているのだから、従業者等のインセンティブについて、企業の自主性に任せるべきという御意見もございました。

それから、企業において、発明のための研究開発は、発明者だけでなくその他の従業者等も含めたチームでなされているにもかかわらず、発明者だけ対価請求権が付与されていることに対するその他の従業者等の不公平感が問題ではないかという御議論もございました。

以上を踏まえればということで、「今後の検討の方向性」というところに書いてございますが、使用者等の規模、業種、研究開発体制、遵法意識、従業者等への処遇などに大きな濃淡がある状況で、使用者等の自主性にのみ委ねても従業者等の発明へのインセンティブが確保されるとは言えない場合があるのではないかと。

最後でございますが、使用者等が職務発明の対価の額を確定できず、長期にわたって対価算定・支払いの負担が生じ続ける等といった予測可能性の問題に対応するために、従業者等の発明へのインセンティブが実質的に確保されている場合には、現行法のように法定対価請求権を設ける以外の方法も考えられるのではないかと。

御説明は以上でございます。

○大淵委員長 御説明ありがとうございました。

今までの事務局からの御説明を踏まえて、議論に移りたいと思います。

先ほど冒頭に事務局から御説明があったとおり、そろそろ事務局において制度の詳細の検討を進めていただきたく、本日は、ある程度具体的な制度案の検討に向けた本小委員会として検討の方向についてコンセンサスを諮りたいと存じます。そのため、本日は事務局からも積極的な御発言をお願いいたします。

それではまず、委員のほうから御質問、御意見ををお願いいたします。

山本委員どうぞ。

○山本委員 本題に入ります前に、この横長の表について一言だけ申し上げておきたいと思います。上が共同研究の事例、下が二重雇用の事例で、上のほうはおおむねこれでいいのではないかと思います。下の②に関しては、解釈上難しい問題が生じるとおっしゃいましたけれども、むしろ簡単でして、何もない限り、原則として下のポツなのだろうと思います。つまり、XからC、XからDにそれぞれ完全な特許を受ける権利が承継されて、問題はどちらが優先するかという問題になる。左端の(1)の場合は、現行法の34条1項によることになる。右端の(3)では、現行法は、もちろん法人帰属の規定がないわけですので、この場合にCとDのどちらが優先するかという規定を新たに設ける必要が出てくるだろうということです。ただ、CとDとの間で、どれだけの特許を受ける権利の持分を承継するか、ないしは原始的に帰属するかということについて合意が行われているときには、このCとDの間の合意に従って割合的な持分をそれぞれが有することになる。そういう合意が明示または黙示に行われていない場合には、下のポツによるという仕組みになっているのだろうと思います。そういう意味では、従業者帰属にするか法人帰属にするかで、規

定が34条1項で足りるか、それとも新たに必要かという点を除きますと、基本的にはそう大きな違いをもたらさないことになるのではないかと思います。それが第1点です。

上の共同研究の事例に関しては、確かに承継の場合については、同意が必要であるという規定があるのですけれども、これもよく考えますと、なぜ同意が必要とされるかという、自分が持分を持っている場合に、もう一方の者が勝手に譲渡するのは同意がないとできないという趣旨だと思います。これに対して、①の例を見ますと、aはA社に承継させる。つまり、自分は持分を持たないわけです。この場合に、他方の承継について同意を与えないというのは、その前提として同意を与える利益を欠いていると思いますので、そのような同意をしないことは現行法でも認められないのではないかと考えられます。したがって、現行法でも大きな問題は生じないのではないかと思います。

以上です。ただし、議論しようという趣旨ではございません。

○大淵委員長 わかりました。しだしたらきりが無いと思いますので、そういう御発言があったということ。

それでは、今の点というよりはメインの点について御意見をお願いいたします。

矢野委員、どうぞ。

○矢野委員 御指名ありがとうございます。資料の2. のところを拝見していると、現在の発明者帰属という制度について、例えば二重譲渡のリスクとか、帰属の脆弱性とか、いろいろ問題点があるということは、この委員会の場で認識いただけているのだと思います。その解決の仕方として、法人帰属にする以外にもないのかということがここに書かれていますが、現在の事務局案を見ますと、これは法人帰属にすることによってそこは解決しようという案のように見られます。

○大淵委員長 済みません、資料2と言われたのですか。

○矢野委員 資料1の2. のところ。「特許を受ける権利の帰属について」の中です。

法人帰属にすることによって問題点を解決しようということだと思うのですが、ただ、全てを法人帰属にするのではなく、一定の手續を踏んだものだけ、一定の場合だけを法人帰属にしようという事務局案だと思うのです。今まで出てきている二重譲渡のリスクとか帰属の脆弱性というのは、一部の企業だけの問題ではなくて、これは中小企業も含めて全体的な問題であると思います。ですので、これらの問題を帰属を使用者帰属にすることによって解決するということであれば、デフォルトは全体を使用者帰属にして。ただ、一方でインセンティブを与えないのではないかと御議論については、それは別途、インセ

ンティブはどう与えるかということで解決していく形になるのではないかと思います。しかし、今回は一部のものだけを法人帰属にして、それ以外のものについては、発明者帰属になることによる問題点は特に手当てしないという案のように見えましたので、なぜこういう形になっているのか御説明いただけないでしょうか。

○大淵委員長 事務局、どうぞ。

○山田制度審議室長 ありがとうございます。どちらが原則で、どちらが例外かということ自体は、効果においてそれほど差があるというよりは、建て付けの理念の問題かと思えます。

まず1点御指摘しておきたいのは、現行法自体は従業者帰属という前提の法律の建て付けになっている。この原則を変えるところまでの立法事実と申しましょうか、世の中の必要性があるかということでございます。産業界の側から、転職に伴って二重譲渡的な例があったという説得的な御議論もございました。家電産業なのだと思いますが、他社に転職して、転職した人がまたたくさんそこで特許を出していく中に、非常に危なっかしい事例もあるという御指摘もございました。

問題は、それが日本国中にそのようなことが広がっているのかどうかという評価の問題でございますが、私どもとしては、そういう問題事例がどのぐらいあるのか定量的にお示しいただければと思っていたわけで、縷々事務局からそういうお願いをしていたわけですが、そのところは定量的なものは産業界からお示しいただけなかったということでございます。

それで、黄色の調査研究報告書の本編の180ページを御覧いただきたいと思いますが、現在の職務発明に運用上問題があるかどうかを聞いております。大企業においては、69.3%が「問題だ」ということをおっしゃってまして、中小企業などにおいては、「問題がない」ほうが多いという状況で、全体としてみた場合は、59.1%が「問題がある」、40.9%が「問題ない」と答えております。こういうところから見ても、抜本的に原則論を変えるところまでは説明されていないのではないかと思います。

○矢野委員 御説明ありがとうございました。今のアンケートの数字については、実際に問題があっても、それを認識していない中小企業さんもたくさんいらっしゃると思いますので、必ずしもこの数字だけで、本当に中小企業には問題が余りないと考えていいかどうかというのはわからないと思います。また、前回の委員会のために、本日御欠席の中村委員のほうから、中小企業の場合は、発明者が会社に承継しないで発明を持って行ってしま

うと、もう中小企業はつぶれてしまい、大企業よりも痛手が大きいということで、ぜひ原始的な法人帰属にしてほしいという御意見も出されていたと思います。ですので、私は全体を含めて考えるべきではないかと思いました。

○山田制度審議室長 中村委員のような企業は、もちろん一定の場合ということで、要件を満たして法人帰属になることが可能なので、これは希望する方は特例ということでその道が選べるわけでございます。希望しない会社も含めて根こそぎ法人帰属にして、特段の意思表示というか、別段の定めというか、そういうものを置かない人たちまで全員が、法人帰属の道がデフォルトになるというところまでの必要性は、今の中村委員の例では御説明し切れてなかったように私どもとしては理解しております。

○矢野委員 今の御説明で、希望すれば選べるという御発言があったのですが、この「一定の場合には」については御説明が詳しくございませんので、希望すれば簡単に選べるものであれば、そうなのかもしれないですけれども、この「一定の場合」の内容によっては、希望しても中小企業で例えばそこまでのものがない会社さんが出てくる可能性もあるのかなとの懸念があるのですが、その点はいかがでしょう。

○山田制度審議室長 一定の場合には、できるだけ多く人の希望が認められるような簡便なものになるように事務局としても検討を進めていきたいと思っております。

○大淵委員長 どうぞ。

○土井委員 ありがとうございます。今の「一定の場合」の内容ですが、私はそのような理解をしていませんので申し上げます。二重譲渡の問題や権利帰属の不安定性の問題があるというのは、確かにこの場でも産業界の方から御指摘が何度もありましたが、その問題を解決する方法としては、使用者帰属に変更するという解決方法だけでなく、この資料に書いてありますとおり、従業者帰属を前提とする現行法に一定の手直しをすることで対応が可能かどうかを検討すべきではないかと思っております。事務局としては、この二重譲渡の問題や権利帰属の不安定性の問題を解決する方法というのが、使用者帰属だということなのではないでしょうか。

○山田制度審議室長 具体的な案は、本日検討の方向性について合意ができれば、これから検討を進めていくということでございます。この資料にもありますとおり、使用者帰属に制度変更しないと解決できない問題であるのか、それとも、従業者帰属を前提とする現行特許法につき一定の手直しをすることで、対応が可能か否かを今後検討しなくていけないと思っております。

ここの検討の方向性というところにも、一定の場合には、例えば、従業者帰属を使用者帰属とする等の制度見直しということで、使用者帰属をすれば二重譲渡問題は解決するということとは言えると思いますが、それ以外の選択肢も明示的に排除しているわけではございません。例えば、この小委員会の場合でもドイツの例などは紹介されておったかと思っております。

○土井委員 ありがとうございます。我々は、二重譲渡の問題や権利帰属の不安定性の問題は、帰属の転換で解決する問題ではなく、現行法の対抗要件の改正や運用面の改善、もしくは不正競争防止法の改正などを検討することで対応すべきということはこれまでも申し上げております。したがって、今後の検討の方向性のところで、「一定の場合には、使用者帰属とする等の制度見直しの合理性が認められるのではないか」と書かれておりますが、我々としては制度の見直しの合理性は認められないと考えております。

また、この「一定の場合」というところについては、これから議論していく話だと思いますけれども、先ほどの事務局からの発言ですと、かなりハードルが低いように私は聞こえました。仮にこういう方向性にまとめるのであっても、この「一定の場合」というのはしっかり議論したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○大淵委員長 どうぞ。

○萩原委員 具体的な意見と質問の前に、今日はコンセンサスをとるという目的もあるようですので、基本的なところをお聞きしておきたいのですが、今日第7回目になっているのですが、第5回目までの議論は、法人帰属とすることが考えられて、なぜ法人帰属とすべきなのかということと、それから法人帰属とした場合のインセンティブのあり方、言い換えれば、適正なインセンティブを担保するためにどういう施策をとればいいのかという議論だったと思います。それで第6回目になって、基本は従業者帰属で、先ほどから出ております一定の基準を満たせば、特例の場合は、という御説明があったと思いますが、法人帰属にしてもいいという議論が出てきたわけでございます。その第5回目から第6回目までに、そういうふうにかなり大きな違う議論が出てきた背景を教えてくださいたいと思います。

○山田制度審議室長 私どもとしては、萩原委員が萩原委員のお立場から、そのように見えてきたであろうということは私どもも理解しておりますけれども、委員の中にはそのように感じられていない方もいらっしゃるのではないかと思います。少なくとも大学に関しては、仮に法人帰属にするにしても、弾力的にするべきですねとか、あるいはスーパー研

究者という人もいるから、そういう場合は例外にしましょうとか、そういう意味では何かカチっと一つの制度で例外を許さないということではなく、どちらの立場に立っても、違う立場を認めよう。それは政策的には許容されるのではないかということで、たしか前回の一番最後の締め括りでも、そこは理解としては、特許を受ける権利の帰属については、政策判断によって使用者に帰属させることも可能であるという点は確認できた。弾力的な運用についても、程度の差はあれど異論はなかったというところにたどり着いておると思います。

これが6回目の終わりです。5回目まではそういうことだということでありましたが、5回目から6回目の間には私ども法制的な検討を随分進めました。その過程の中で、やはり現行法が従業員帰属となっていることの重みを私どもとして十分に理解しました。その理解が非常に遅かったのではないかとそのしりは甘んじて受けたいと思います。

○萩原委員 続けてですが、その上で具体的な意見というか御指摘をしておきたいと思うのですが、そういう議論の進み方をしたという前提の上で、今日の資料1でございますが、1ページ目の2番の「特許を受ける権利の帰属について」ということで、先ほど御指摘があったように、1つ目と2つ目のポツは二重譲渡の問題と権利の帰属の脆弱性の問題が出ている。それは議論されたとおりでと思います。

次のページに行きまして、その上で3つ目に、一律に法人帰属、使用者帰属にする必要性はないのではないかと話になってきていることを考えますと、その下の「今後の検討の方向性」のところですけども、以上を踏まえればですが、1つ目のポツですが、「オープン・クローズ戦略といった多様な知的財産戦略を使用者等が迅速・的確に実行するためには、一定の場合には、例えば」という文言がついた上で、「従業員帰属を使用者帰属とする等の制度見直しの合理性が認められるのではないか。」とありますが、この1つ目のポツのところについては、脆弱性の問題と二重帰属の問題を解決する意味においては、この「一定の場合には、例えば」という文言が不要なのではないかと思えます。

2つ目のポツに、全ての法人企業に一律に与える必要性はないのではないかと、対応したその方向性が書いてあるのですから、1つ目は法人帰属のあり方というのか、法人帰属という考え方がありますねというのを1つ出していただいて、2つ目に、必要であれば一定の場合には認めるという、どちらでも柔軟性という形で書いていただいたほうが、私は議論の成り行きからして妥当ではないかと思っています。

○山田制度審議室長 御発言の2点目のほうは私はよく理解できなかったのですが、1点

目のところで、「例えば」という表現を削るということは、それは先ほど土井委員から御指摘のあった点も考えると、確かに使用者帰属にすれば非常にすっきりして、簡便でわかりやすい条文になると思いますので、法律は、同じことを目的とするのであれば、できるだけ簡便な条文のほうがいいということもありますので、「例えば」というのはないほうがいいというのが萩原委員の御意見だと思いますけれども。

○萩原委員 「一定の場合には、例えば」という文言が、1つ目のポツには不要なのではないかと思います。1つ目のポツは、基本的に法人帰属というのは認められていいのではないのでしょうかということ言えば十分足りると思うのです。

○山田制度審議室長 萩原委員のお立場は、そのようなお立場であることは理解いたしませんけれども、私どもとしては、そこまでの事情の変化が説明はまだされていないのかと思っております。二重譲渡の危険とか権利帰属の不安定性の問題を感じていらっしゃる会社は手当てするということだと思いますが、例えば会社によっては、スピンオフベンチャーを会社としても奨励するようなマインドの会社もあるでしょうし、そこは必ずしも日本国中の企業において、そういう御希望が経営陣にあるわけではないというのは、先ほどのアンケート調査でも4割ぐらいの人は、そうではないということであったのではないかと思います。

○萩原委員 繰り返しになりますが、その御趣旨は2つ目のポツで言いあらわすことができているのではないかと思いますので、その点を御検討いただければと思います。

以上です。

○大淵委員長 和田委員、どうぞ。

○和田委員 今の萩原委員の初めに言われたこととも関連するんですが、5回から6回目にガラッと変わったという印象を我々受けているわけですが、そもそも産業界がこの問題を提起したのは、イノベーションを促進して産業競争力を強化する。それを抜本的見直しで35条を変えてやりたいということ言って、それが閣議決定された。法人帰属というのがそこで1つの案として出てきたというところからスタートしているわけです。そういった観点からすると、第6回目で、(4) 職務発明制度の柔軟化というのは非常に奇異に感じると思いますか、ゴロツと方向が変わっている。

そもそも我々が出発点として考えたのはそこであったし、山本大臣との打ち合わせなんかでも、その辺をずっと議論してきているわけです。ですから、どうも(4)の柔軟性というのは逆じゃないか。やはり法人帰属というのを、主としてもっと詰めていく必要がある。

我々が言っていますように、法人帰属にしてイノベーション施策をどうしていくか、そういったところに持っていく。まずその辺の議論が欠けているのではないか。

特に柔軟化のほうでは、これから議論が進むかもしれませんけれども、一定の条件というのが出てきていますよね。これは非常に重要だと思います。この条件が、例えば司法の介入があるとか行政の介入があるということになると、帰属が揺れるということになります。現行法は対価の額が揺れるということですが、この帰属が揺れるということになると、もっと根本的な問題をはらんでいる。例えば条件というの、先ほども意見が出ましたが、本当に簡単にクリアできる、誰でも判断できる、後で覆ることがないということでない、とてものめる状態ではないのではないか。その辺は経団連の今日の参考資料3のところにも少し書いてありますけれども、経団連としては、今そういう考えを持っていますということです。

○山田制度審議室長 御指摘のありました閣議決定というのは、去年の6月7日の「知財に関する基本方針」という閣議決定と、6月14日の「日本再興戦略」の閣議決定でございますが、いずれも、「例えば、法人帰属又は使用者と従業者との契約に委ねるなど」という形になっておりまして、何か法人帰属に決め打ちという閣議決定があるというふうに私どもは理解してございません。それから、権利帰属の帰属が不安定になるというのが、今日の参考資料3で経団連産業技術本部から出された紙に書いてございますが、私どもとしては前回の小委員会でもそういう御指摘を受けて、今回参考資料1で、それほどおかしなことにはならないのではないかとということを上段のところでお示ししているわけです。これは、大学は例外にするとか、スーパー研究者は例外にするとか、あるいは企業でも、企業の経営方針によって従業員に権利を残したままにする。そういう弾力的な運用を認める以上は必ず出てくる問題でございます。

私のほうからむしろ質問したいのは、なぜ日本国中の企業を一律に法人帰属にしなければならないのか。希望する企業は、もちろんそのところの要件は、それは帰属を転換し、それから相当対価請求権をなくすという効果を生み出すわけですから、それなりの手続は要件として必要になってくるだろうと思いますが、なぜ全ての企業において、希望しない企業までも、特段の意思表示をしない限りは法人帰属にしてしまわないといけないのかというところまでの御説明をぜひお願いしたいと思います。

○和田委員 まず1つ目の帰属の問題ですけれども、私が言った帰属が揺れるというのは、法人帰属と従業者帰属の間で揺れるということです。ですから、どちらをデフォルトにす

るかは別として、一定の条件を満足するとどちらかになるという場合ですね。例えば、今35条で従業者帰属、一定の条件を満足すれば35条の2で法人帰属にしましょうという案が出てきたときに、その一定の条件を満足するかどうかの判断に司法判断、あるいは行政の判断が入るとすると、例えば我々は法人帰属だと信じてずっと進んでいくと、出願から10年も15年もたった後で、実はこれは条件を満足されていませんねと、例えば裁判所が判断する。これは従業者帰属ですよ、なんて遡及するわけです。「揺れる」というのは、そういう意味で言ったわけです。ですから、初めの御説明とはちょっと関係のないところで

○山田制度審議室長 現行法においても、帰属に関して言えば、まず最初は従業者にある。それを多くの会社では予約承継しているということです。予約承継していない会社もあるわけです。そういうところは承継の有無というのは、常に法律上の論点になるわけでございます。そここのところは権利の譲渡を認めるということ、あるいは例外的な取り扱い、弾力的な運用を認めるということについて、前回でも弾力的な運用は、程度の差はあれ認めるということで一定の合意に達したと思います。和田委員は前回御欠席だったのかもしれませんが、そういう理解には到達しているので、そういう意味では、帰属が揺れるということよりも、それぞれの会社の経営方針に応じて帰属を決めることができるという制度のほうが私としては世の中にニーズに合っているのではないかと考えております。

○和田委員 今言われたのはちょっと意味がわからなかったんですが、各企業が勝手に決められるという、決めればいいんじゃないかということですか。

○山田制度審議室長 これは具体的な制度案を出してからお話しすることになると思いますけれども、一定の要件を満たした企業ということで、一定の要件を満たすか満たさないかというのは、企業の経営方針で決められることができると理解しております。

○和田委員 そうということですか。その辺は深く突っ込まないと、今言われたことは皆さん理解できているのかどうか。まず無理だと思いますね。今のお話だと、勝手に企業が決めればいいというような感じですけども、それは認められないというのが一定の要件じゃないんですか。企業が自由に決めていいというのであれば、それは非常に楽ですけども、ちょっと誤解を与えるのではないのでしょうか。これからの議論ということになるのでしょうか。

私が言いたかったのは、そこで司法判断が入って変わるということがあれば、それは大きな問題だと。帰属の変換というのは、今の金額の変動どころではないですよということ

が言いたかったということです。

○矢野委員 和田委員がおっしゃったことをちょっと誤解されたのかなと思いましたので、補足させていただきたいと思います。柔軟性というのか弾力性というのかわからないですけども、全企業を必ず法人帰属にしなくてはいけないということをおっしゃっているわけではなくて。その辺に誤解があるようです。発明者帰属にしたいという会社があったときに、それを否定するという意味ではないと思うんです。前回弾力性ですか、そちらで程度の差はあれ合意したというところについて反対した意見をおっしゃっているわけではなくて。そういう意味ではないと思います。

不安定になるというところは、先ほどの事務局の御発言が、一定の手続についてはっきりしないので、場合によっては、本人は法人帰属になっているつもりでいたものが、後になってひっくり返ると、もともと発明者帰属であれば予約承継とかいろいろやっていたものを、法人帰属になっているだろうと思ってそれで進んでいたところ、後でひっくり返ると非常に不安定になりますということなのです。どうも和田委員のおっしゃったことをきちんと御理解いただけてないのかなと思いました。

○山田制度審議室長 わかりました。原則が法人帰属で、一定の場合に例外として従業員帰属とするのか、あるいは原則は従業員帰属で、一定の場合に法人帰属にするのかというのは表と裏の関係なので。済みません、そこにこだわられているというのは私は理解できなかったんですが、そこにこだわられるということは、どういう効果において違いがあるのかということをお尋ねしたいのです。効果としては、どちらが表でどちらが裏でも余り差はないように思います。そういう中で現行法というものがあって、現行法の建て付け、重みというものと、できる限り私どもとしては整合性のあるものとするのが自然なのではないかと思っております。

○大淵委員長 どうぞ。

○土田委員 本日のペーパーは、現行法の建て前があるから基本的には従業者帰属で、一定の場合に法人帰属、使用者帰属を認めるというように読めます。一点疑問なのは、先ほどの議論で言うと、法人帰属を希望する企業は、一定の要件を踏めば法人帰属を選択できるということですが、肝心の要件の中身がはっきりしないと、結局、どちらの帰属がデフォルトとなるのかがわかりにくくなるという意味で、やはり帰属の不安定性の問題は残ると思います。

もう一つは、そもそも特許法の根本として、基本は従業者帰属だけれども、一定の場合

に法人帰属を認めるという政策をきちんと説明できないと、特許法の根幹が問われると思うのです。例えば、今の要件の内容と関連しますが、企業が希望しさえすれば、法人帰属にいきなり転換して柔軟なインセンティブ施策を講ずることができるということになると、一体原則は何かということが問われると思います。特許法の原則は、発明者個人に特許を受ける権利が帰属して、それを法人に承継して対価を得るということだとすると、企業が希望しさえすれば、その規律が完全にひっくり返るということについては、整合性をもって説明することは困難ではないかということです。

要するに、特許法の基本理念なり原則を押さえた上で具体的な制度設計を議論すべきだということです。その点については、次の具体論の段階に行く前の段階で、きちんと詰める必要があるのではないかと思います。

○山田制度審議室長 済みません、希望する企業は一定の手続を踏んでということであろうかと思います。その一定の手続の重さといったことは、今後検討していきたいと思っております。

○大淵委員長 どうぞ。

○水町委員 先ほど来の意見を踏まえて二、三言わせていただきたいんですけども、一つ、5回目と6回目の間という話がありましたが、4回目でも5回目でも、私を含め複数の委員から、使用者帰属に対する疑念とか心配が繰り返し述べられてきたと私は思います。特に使用者帰属で一番懸念されるのは、今現行法の中でバランスがとれている、従業者へのインセンティブと企業へのインセンティブ双方を政策の中に取り込んで今の制度ができているという、そのインセンティブのバランスが崩れてしまうのではないか。二重譲渡の問題があるとすれば、特段使用者帰属に変えなくとも、それ以外の方法で対応することができるのではないかということも4回目も5回目も繰り返し申し上げていて。前回はそういういろいろな意見がある中で、具体的に政策の制度設計とか建設していくときに、いろいろな意見を踏まえながら、どう最終的に政策をつくっていくかという御努力をされていると私は理解しておりますので、5回目と6回目の間で大きく議論の断絶があると言われると、我々の意見をちゃんと聞いていただいていたのかと思います。

そして、今日のこの紙の部分で、今後の検討の方向性で、「一定の場合には、例えば、従業者帰属を使用者帰属とする等の制度見直しの合理性が認められるのではないか」。この中で「一定の場合には」はどうなるのかというのは今後の議論で、ここの中にはさっき申し上げた、発明者、従業員に対するインセンティブがきちんと今と同じように確保でき

のような制度設計ができるのかというのがきちんと議論されるべきで、それができなければ使用者帰属ではなくて、「等」の中にある二重譲渡問題について、現行法を維持しながらどういうふうに対応することができるのか。同じ2ページ目の上から2段目のところに、「それとも」というふうに2つの選択肢が書かれていますので、その2つを意識しながら「今後の検討の方向性」というふうに書かれているとすれば、それは一つ検討の対象になるかなという気がします。

先ほど来の議論で、相当の対価が揺れるか、帰属が揺れるのか。帰属が揺れたほうが大変だという話があるとすれば、じゃあ帰属は揺らさないで、従業者帰属のままにし、今問題となっている点については、例えば二重譲渡問題については対応するという選択肢も十分可能なので、そこら辺の諸利益を考慮しながらどうバランスをとるかという議論は一つあり得ると思います。

あと原則と例外。先ほど土田先生がおっしゃったところで、もちろん理念は大切に、私も大切なことだと思いますが、政策目的として発明者のインセンティブと法人のインセンティブをどう確保しながら発展させていくかという政策の目的からすると、実は原則と例外は非常に重要で、使用者帰属が原則になってしまうと、何も措置をしないところが使用者帰属で原則で残ってしまう可能性があつて。そのときに使用者帰属になった場合に、従業者に対するインセンティブが法的にきちんと担保できないおそれがあるので。原則、例外をつくってくれと言っているわけではないのですが、仮に原則、例外の検討をするのであれば、原則は従業者帰属にしながら、その従業者へのインセンティブもきちんと確保できるような担保ができる場合には、それを確認した上で使用者帰属にするという選択肢にする、その原則と例外をつくる。きちんと踏まえて制度設計するということにしないと、最初から私が申し上げている発明者へのインセンティブと法人へのインセンティブをバランスよく発展させていくことができなくなると懸念しております。

○大淵委員長 茶園委員、どうぞ。

○茶園委員 先ほどとは違う議論が進んでいるので、先ほど述べたかったこととは違うことを言うことにします。従業員帰属を法人帰属に変えるかどうかという問題についてですが、現行法は、従業員帰属に関して、従業者たる発明者と法人等との利益調整を図っていると理解することができますけれども、現実問題としては、多くの企業においては職務発明規程を一方的に設けることができ、それで特許を受ける権利を全て承継しているわけですし、そのことを現行法は認めています。

特許を受ける権利の帰属に関しては、普通は特許を受ける権利を帰属した者は適法に依頼し、特許を受けることができるとなっていますけれども、恐らく現行法は、その点に従業者帰属の意味を持たしているわけではないと思います。現行法のもとでも、企業においては実際上は法人帰属になっているという言い方ができると思います。

先ほど土田委員がおっしゃったように、理念や特許法の基本方針は非常に重要だとは思いますが、最終的には発明奨励につながるかどうかというのが重要だと思いますので、私自身は、きちんと説明されるべきものであるとは思いますが、特許を受ける権利の最初の帰属について従業員帰属にするか法人帰属にするかというのは、それ自体に大きな重要性があるとは思っておりません。政策目的で、どちらのほう望ましいかというので決定することができる問題だと思います。

二重譲渡問題や権利帰属の不安定性の問題を解決するのに、法人帰属へと改正するとその問題は一挙に解決することになるのですが、ただ、一方で、その方法しかないとも思われませんし、実際問題として、この問題だけで現行法を180度変えるほど深刻なものであるとそう言い切ることに躊躇を感じます。

その後の3番のインセンティブ付与が、現行法35条が規律している一番重要な点だと思います。この点をどう考えるか、つまり、どういうインセンティブ付与が望ましいかという問題の解決において、うまく解決するために法人帰属にすべきである、法人帰属にしたほうがインセンティブ付与がうまくいくということであれば、法人帰属にすべきだろうと思います。インセンティブ付与のために法人帰属という方法をとるのが望ましいのであれば、法人帰属に変えることでよいと思いますけれども、インセンティブ付与の問題とは別に、法人帰属の問題だけを取り出してどうあるべきかどうかを考えるのはなかなか難しいのではないかと思います。

以上です。

○大淵委員長 鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 前回も産業界のほうから、法人帰属にすべき理由について幾つか御意見を申し上げました。そのうちの4つを大きく取り上げて申し上げますと、繰り返しになりますが、予見性があることが我々にとって大事だ。公平性が保たれることが大事だ。帰属の脆弱性がなくなることが大事だ。二重譲渡のリスクが回避できることが大事だ。こういう4つの問題点を解決するために、法人帰属という解があるのではないかというふうに申し上げてまいりました。

先ほど山田室長も言われましたけれども、そういった問題点を解決する手段として、確かに幾つかあるのかもしれませんが、今現在我々が申し上げているのは、その法人帰属ということでございまして、それ以外の解決手段に対しては、今まで机上には乗っていないのではないかと考えております。

ついでに申し上げますと、資料1の1ページ目の一番最後に書いてございます、「他社との共同研究の場合において、自社の発明者から自社へ権利を承継するときでも他社の発明者が同意しなければ権利承継ができないという使用者等への権利帰属の不安定性の問題」、この記載がございましてけれども、これと参考資料1の真ん中にある問題は若干異なっていると思います。

そう考えましたときに、資料1のところで問題になっているこのことが、すなわち脆弱性の問題が、今度発明者帰属と従業者帰属が混在する中で解決できるかという、これはなかなか難しいのではないかと考えております。その意味では、2つの帰属の形態が存在することは、脆弱性の問題という観点から問題が残るのではないかと考えております。

○山田制度審議室長 この表についてお話がありましたので、確認させていただきますけれども、この表を今日詳しく議論することに時間は使いたくないのですが、この表で問題があるというのであればぜひ教えていただきたいんですが、これは先ほどの資料1の一番下の記述の問題は、参考資料1の左上のところで、同意がないと吸い上がらないということの問題にしているわけでございまして、(2)の場合は、確かにB社に権利がある場合は、B社が同意しなければA社は権利を吸い上げられないのですが、先ほど事務局の私から御説明したとおり、A社とB社で共同研究しているときに、B社がA社の権利の吸い上げについて反対するようなことが考えられるのですかということ、そこは考えられるというのが産業界の実態なのではないでしょうか。せっかく私も時間を取って説明しているのに、これだけ丁寧に資料もおつくりしているわけなので、そこら辺のところをどのようにお考えなのか教えてください。

○鈴木委員 私が御指摘申し上げたのは、参考資料1が問題だということではなくて、資料1と参考資料1が内容がちょっと異なるのではないかとということをお指摘申し上げた次第でございます。

○大淵委員長 異なるというのは、これを一緒に説明したからなのですが、参考資料1はこの問題の解決のためのペーパーで、別のものというように理解していただければ。

○鈴木委員 それなら結構でございます。

○大淵委員長 細かいから、今の段階では余りやりたくはなかったのですが、たまたま一緒になっているからですが、これはこのような問題も検討しなければいけないからやっている話だし、資料1のほうは制度全体のものだから、そのような意味では、別に異なっているとか、異なっていないという次元ではないのではないかと思います。

○鈴木委員 わかりました。資料1の問題はそれはそれで存在している。そこに書いてある内容は、(参考資料1の説明では解決できない)脆弱性の問題を含んでいるということを御理解いただきたいと思いました。

○大淵委員長 宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 本当に今日本の企業には世界で頑張ってもらいたいので、私もなかなか悩ましいなと思っているところでもありますけれども、今ここに法律が存在しているということは意外と大きいのではないかと思います。つまり全く真っ白のところから2つの今の世界の潮流を議論するのであれば、一般の人の感覚も含めて、どちらもしかしたら拮抗する意見か、いろいろな考え方があると思いますけれども、少なくとも今従業者帰属である法律が現実にあるので、私などや一般の人から見ると、根こそぎその根幹を潮流の左から右に移すということに見えます。なので、本当に全部、どの会社もそこに乗らなければいけないのかということに関して、今まで産業界の方からお話を伺ったんですけれども、やはり全部乗らなくちゃというところまで私自身が至っていない部分があります。

前回御質問して、企業が日本で何万社もある中で、発明にかかわっている企業はどのくらいか、どのくらい実際にこの問題に突き当たっているのかという御質問をしたつもりが、私の言い方が悪かったのか、発明の中で何割が企業で、何割が大学でみたいな話になってしまいましたけれども、実際にこの問題に意識がない人たちも、これに乗せる必要があるのか。先ほど中小企業もおっしゃったんですけれども、まさにそれは大とか中ではなくて、実際にこの知財が関係ある人が、全体の中でそんなに大きな数ではないのに、さまざまな企業がある、日本に本当にいろいろな企業がある、もしそういうところまで全部乗せるならば、前も申し上げたように条件設定のハードルが高くならざるを得ないのかなというふうに思います。

全部を変えとなると、みんなが、なるほど、法人帰属じゃなきゃいけないというところまでの説明も要るのではないかと思います。もちろん私は本当に企業に世界で十分に活躍してほしいので、いろいろな方法で今の二重譲渡とかいろいろな問題は解決していただきたいと思うけれども、その解決方法が、この問題にほとんど関心がない全ての企業を

巻き込んで、法律の根幹を変えることなのかというところで疑問を感じています。

水町委員もこの前おっしゃったように、普通の労働者がインセンティブとか自分たちが持っていると思われるものを削られることがあってはいけない、印象でも制度設計でもあってはならないと思います条件の議論が実際には一番大事なのだと思いますけれども、私は今の法律がこうなっているということと、一般の人がそこまで全部変える必要があるとは、周りを見て思っていないのではないかとこのところに対しての本当に十分な説明が、今この委員会としてもできるかどうか疑念を持っております。

○大淵委員長 土田委員、どうぞ。

○土田委員 今までの議論を踏まえて発言したいのですが、先ほどから、二重譲渡の問題を含めて法人帰属を認めなければ問題を解決できないのかというところから始まって、そもそも法人帰属を認めるべきかどうかという議論が一つあったと思います。私は、法人帰属は選択肢としてきちんと認めたほうが良いと思います。

今日の議論を聞いていると、これまでと若干違うなと思ったのは、産業界の方が声をかからしておっしゃっていた法人帰属の幾つかの根拠について、必ずしもこのペーパーで十分答えていないような気がします。指摘はされているんですけども。今日の議論に出てこないのは、例えば3ページの3つ目のチームワークの問題です。それから、最初に山田室長が説明されたような、企業が投資して、発明を受けて事業活動を展開していくという場合の合理的な帰属のあり方としては、法人帰属はあり得ると思うわけです。ですから、デフォルトを従業者帰属にするという選択肢はもちろんあり得ると思いますが、使用者帰属の選択肢も考慮して議論していく必要があると思います。それが1つです。

次に、仮に法人帰属の選択肢を認める場合に、特許法は何を求めているのかといえば、これもずっと議論しているとおり、あるいは山田室長から最初から出ているとおり、従業者へのインセンティブと法人へのインセンティブがともに重要だということがあります。先ほど茶園先生が、現在でも勤務規則で包括承継しているんだから、法人帰属と言っても変わらないじゃないかとおっしゃったけれども、逆に言うと、それは法人帰属を認めることにも合理的理由があるということになるし、同時に前回も言いましたけれども、法人帰属にした場合にも、従業者に対するインセンティブは適切に確保する必要があるということとつながると思うのです。

今日のペーパーで言うと、2ページの一番下の、使用者帰属とした場合でも、知的労力への報いとしての法定請求権は担保する必要があるということが制度設計に組み込まれな

いといけないと思います。先ほど私が言った、希望すれば云々については、一定の要件を踏んだ企業が希望すればということだというのであれば納得しますけれども、その一定の要件をどう考えるのかという点が一番重要です。具体的な制度設計に入る前に、法人帰属の余地を認めた上で、しかしその場合の現行の特許法がベースとしている考え方、つまり従業者に適切に報いるということは、法人帰属を認める場合の法の基本的な方針として確認しておく必要があると思います。

以上です。

○大淵委員長 萩原委員、どうぞ。

○萩原委員 ありがとうございます。今のところですけれども、先ほど私いろいろ申し上げましたが、ちょっと舌足らずだったかもしれないので補足しておきたいと思います。必ずしも私は、弾力的には権利の帰属の運用、あるいは制度というのは否定していません。ただ、今後の検討の方向性のところで、この書きぶりですが、一定の場合には、例えば、使用者帰属とする等の制度の見直しが認められるのではないかとということで、基本は原則は従業者帰属であって、一定の場合には使用者帰属とするという、その順番になっているように見えるのです。今日はそこまでの結論まで行っていないのではないかと。すなわち従業者帰属、現行法をベースにして、例外的に法人帰属を設けるという御意見もありますし、我々のようにベースは原始法人帰属で、もしかしたら、それは従業者帰属の形があってもいいと。それが弾力的な運用のあり方の2つのパターンだと思いますが、どちらがいいかという結論に至っていないにもかかわらず、この文章だと、一定の場合には、一定の条件を踏めば使用者帰属にしてもいいと読めるのです。そこまで書き切っているのかというのが私の疑問です。

○山田制度審議室長 お答えいたします。まず土田委員からありました点の中で、全部お答えすることにならないかもしれませんが、チームワーク、不公平感の話は、結局のところ、3ページの「検討の方向性」の一番下の、「現行法のように法定対価請求権を設ける以外の方法」というところで、希望する企業が一定の手続を踏めば、この方法というのは非常にさまざまなインセンティブ設計、それは公平性を害しないような広く、薄くインセンティブを与えるような自由度が認められてしかるべきだろうと考えております。

それから、萩原委員からの御指摘のところは、先ほどからお話をしておりますとおり、前回は程度の差はあれ、運用の弾力性は認めましょうということまでは到達していたと思います。今回は、前回そこまで到達したことを前提に一步進むということで今回の紙を

書いておりました、まさに萩原委員がおっしゃられたとおり、私どもとしては現行法が今ある中で、デフォルトを法人帰属にするまでの事情の変化は説明されていない状況認識のもとで、このような記載をさせていただいているところであります。

○萩原委員 そうであれば私としては、また繰り返しになりますが、そこまで書き切る結論が出ていないのではないかとっておきたいと思います。

○山田制度審議室長 先ほども一度お願い申し上げたんですけれども、原則、例外のところで、原則を法人帰属として例外を認めるということと、また、原則は現行法で例外としての法人帰属を認めるということで、土田先生からは考え方というか、そういうところに思想があらわれるんだということであると思いますが、現行法の建て付け、重みということを考えてときに、何かこう原則のところをあえてひっくり返すという事情をぜひ御説明いただきたいと思うんです。この小委員会の場でも、それ以外の場でも御説明をずっとお願いをしておきておりました、そこまでの説明はいまだされていないのではないかとというのが私どもの認識でございます。

○大淵委員長 井上委員、どうぞ。

○井上委員 立法事実の話とも関係しますが、資料を見ますと、平成16年以降に事情の変化が生じているとは言えないという書きぶりになっています。しかし、現行の制度に既に問題が内在しているということが発見されているのであれば、それは改正を基礎づける立法事実となると思います。

先ほど宮島委員のほうから、問題意識を感じていない企業についてまで一律に法人帰属とするまでの必要性はないのではないかというお話がありました。しかし、大企業であったり、中小企業でも非常に意識が高い企業は、問題点を認識されていますが、中小企業で余り職務発明制度については詳しくない、問題があるということはそれほどわかっていないところにきちんと手を差し伸べるような法改正にすべきだと思います。「一定の条件」のところ、非常に高いハードルを課して、問題意識を持っている企業のみを救うということになりますと、中小企業等が自ら抱えている地雷を知らずに踏んでしまって、後からよい発明が生まれて問題が顕在化したときに、手遅れになってしまうということがあると思います。立法事実の書き方として、平成16年以降に事情の変化が生じている場合に限って、その範囲でしか法人帰属は認めないんだという書きぶりには反対です。

○水町委員 今の点ですけれども、企業の面から見ればそうなのかもしれませんが、逆に余り意識していないで、地雷を踏んでいないところの発明者、従業者のインセンティブが

どうなるかという観点も重要で、その人たちも含めて使用者帰属にしてしまった場合に、今のところ現行法でも十分認識されていない発明者に対するインセンティブをきちんと担保できるような形で制度変更がなされ、実態がちゃんとバランスのとれたものとして、中長期的に見て落ち着くかということも考えなければいけないので、そういうところを踏まえて全体としての制度設計をきちんと議論していただきたいと思います。

○萩原委員 今、水町先生のおっしゃった点については、「今後の検討の方向性」の2つ目のポツで、全ての使用者等について一律に従業者帰属を使用者帰属に変更する必要があると認められるほどの理由があるのかということで、検討の方向性は一応提起されていると思います。これは、そういう観点でこれから検討すればいいと私は思っています。

○大淵委員長 時間がそろそろ残り少なくなってきましたけれども、全体的に議論が資料1で言いますと1と2に集中していますが、3の「従業者等の発明へのインセンティブの確保について」のところにももう少し力点を置いていただいたほうが、全体にわたって御意見を伺えることになるのではないかと思います。

後藤委員どうぞ。

○後藤委員 一番冒頭に、少し各論に入りたいという御説明があったんですが、私は基本的にそういう方向に行くことに賛成であります。大体それぞれ皆さんの基本的な立場は十二分にわかったのですが、制度が具体的にどういう形になるのかというのがなかなか見えないために、いろいろな議論がまだ続いているように思いますので、そういう具体的な案が見えてくれば意外に合意できる部分も出てくるのではないかと思います。

この制度を検討するときにぜひとも考えるべきなのは、長期的な視点に立って、どういう制度にすればイノベーションが一番進むのかという視点から考えていただきたい、ということです。今の制度を変えると、誰が得して誰が損するかという話ではなくて、20年とか30年の長期的な将来を見渡した上で、どういう制度が一番望ましいのか。北森先生から前に、研究開発の現場というのは非常に変わりつつあるし、20年、30年すると外国人が非常に増えるとか、非常に大幅な転換が見られるだろうというお話があったわけですが、そういう大きな変化にも耐え得るようなきちんとした制度を考えていくことが非常に重要であらうと思います。

そこで考えるべきポイントとしては、ここにも書いてあるとおりでありますが、イノベーションは非常に大事なわけでありまして、繰り返しになりますが、1990年代から日本で労働の投入がどんどん減ってきておりまして、一つ大きかったのは、週休2日制に

したことが意外に大きな労働のマイナスになっているわけです。それに加えて、労働者が減り始めたということで、労働投入が成長に対して下押しをしている状況があります。生産性の上昇でやっとそれをカバーしている状況なので、生産性の上昇の最大限の理由はイノベーションにあるわけですから、イノベーションというのがいかに大事かということ、釈迦に説法かもしれませんが、よく考えた上で、イノベーションにかかわった人たちには十分に報いることは当然のこととして必要なことであろうと思います。

もう一つは、産業界の方が言うておられるように、制度が予見可能性がないために、さまざまな余り生産的とは言えないことにコストと労力を投下しなければいけないということになってくる。ですから、その制度というのは予見可能性があって、明確でそれを運用するコストが余りかからないものでなければいけない。ですから、そのインセンティブ、イノベーションにかかわった人に報いるということ、明確な制度であるということの2点を、どういうふうにしたら制度として具体化できるかというところで、特許庁の人たちのすばらしい頭脳で、それを何らかの形にして提案していただければと思っております。

その際に、企業が自主的にいろいろなインセンティブ策を講じるということで、それでも足りなければ国が表彰制度をすべきだということを私は前から言っているわけですが、この前ちょっと人に教えていただいたことで、そういう制度が実は日本には既に存在しています。私の言っていることは決して突飛なことではありません。原子力基本法の19条に、「政府は、原子力に関する特許出願に係る発明又は特許発明に関し、予算の範囲内において奨励金または賞金を交付することができる。」というふうに書いてあるんです。これ実際どう運用されているかよくわかりませんが、こういうことが既に存在しているわけですから、全然日本の法体系なり行政の中で、異質なものを提案しているわけではないということを御理解いただきたい。

もう一つ付加的な情報としては、ヨーロッパ特許庁で、これは皆さん御存じの方が多いと思いますが、Inventor Award というのをやっていて、これは発明者の世界のオスカーだと言われているそうですが、最近、初めて日本のデンソーの技術者の方が、二次元のバーコードを開発した方たちがもらわれたそうで非常に大きな話題になっています。EPOの場合はお金が全然出ていないかもしれませんが、そういうこともあります。日本でも、皆さん御存じの発明協会ですらそういうことを行っているわけですから、こういうやり方も現実のものとして、案を考えるときには検討の中に入れていただきたいと思います。

○大淵委員長 矢野委員、どうぞ。

○矢野委員 産業界各企業も、発明者へのインセンティブ策はつくらなくてはならないと思っておりますし、当然私たちもつくるつもりでおります。また、今日参考資料に経団連から出していただいたものを拝見しますと、経団連としても啓蒙や周知をやっていかれる。そういうことも出していただいております。これも非常に重要だと思うのですが、先ほど後藤委員からお話がありましたように、国とか特許庁とかのほうでもぜひそのような策を講じていただけるとよいと思います。例えば余裕がなくて会社ではつukれないような中小企業さんもあるかと思っておりますし、各企業は自分の会社の利益を出すところの発明を盛んに生ませることに特化していきますので、国にとって重要な発明のインセンティブ策、これについては以前宮島委員から御発言がありました、そういうものについては国や特許庁のほうで、インセンティブ策を講じていただければいいのではないかと思います。

○大淵委員長 北森委員、どうぞ。

○北森委員 もう繰り返し述べてきたことであります。先ほど後藤先生の御発言に関連してなんですが、イノベーションというのは人が起こすもので、日本からだけではなくて、世界から優秀な人をいかに集めるかということが、これからの科学技術立国、我が国の非常に重要な点だと。そのときに成功報酬というのが世界的に人を動かす原動力になっているわけですので、それがどのような形であっても、見えなくなるようなことはあってはいけないのではないかと思います。

原始帰属とインセンティブというカップリングした話ですが、成功報酬ということが企業としてではなく国として見えなくなると、まず国の魅力がなくなる。そして企業がそれで人を集められるかどうかということに関しては、その企業の経営方針、姿勢で決まってくるわけですから、そこに口を挟むつもりは全くありませんけれども、(人が来なくなると困るでしょう。) 国としてはそういうことが見えていることが重要だろうと思っております。

○宮島委員 矢野さんに御質問というか確認なんですけれども、企業としてもインセンティブ策の重要性はすごいわかっていて、国もインセンティブ策を考えていただきたいということをおっしゃいましたけれども、これは一定の条件なるものを国が決めるということも含めてあり得ると思われるのか。産業界は基本的には企業のフリーハンドにしてほしいということをおっしゃっているわけです。私は意見を決め切れているわけではなくて、法人帰属というのはあり得るかもしれないと思うのですが、法人帰属の場合には、どんな企業もついてこれるだけのがっちりとしたインセンティブに関する条件が必要になってくるのではないかと思うところから、その一定の条件というのが本当に決め切れるのか、それ

は世論が納得するぐらいの基準ができるのかというところに疑念があつて迷いがあるわけです。矢野さんの今の御意見というのは、ある程度インセンティブ策に国のルールなりそういうものがあるということも許容できるという意味の御発言なのか、確認させていただきたいと思います。

○矢野委員 そうではございません。というのは以前から御説明させていただいておりますように、どのようなインセンティブ策が非常に効果的かというのは、各企業、各業界によって全く違っていると思うのです。同じ基準をつくって一律に当てはめるとするのは非常に難しいので、内容についてどこか第三者が審査して、これがいいとやるのでは余りいいインセンティブ策をつくることはできないと思っております。内容については、各会社が自分のところで一番効果的なものにするべきであると思っております。

先ほど私が、国のほうでもやっていただいたほうがと申し上げたのは、各企業のやる内容について審査するとかそういう意味ではなくて、先ほど後藤委員からお話がありましたように、原子力基本法の分野でとか、あるいはヨーロッパ特許庁がアワードで表彰しているとか、そのような、国などでは、また独立してインセンティブ策を講じていただいたほうがより効果的になるのではないかという意味で発言させていただきました。

○大淵委員長 どうぞ。

○土井委員 我々は、二重譲渡の問題にしる権利の帰属の不安定な問題にしる、そのまま放置しておいていいという意味ではなくて、今回制度を見直すことによって、研究者や技術者の方が、自分たちがもっている利益が切り下げられてしまわれるのではないかと、そういう心配をされている方は大勢いると思うので、そこを一番心配しています。この資料にも書かれているとおり、今回の見直しというのは、従業者に与えられている利益の切り下げを目的としないということを改めて皆さんに確認していただきたい。また、そういう目的ではないとしても、結果として切り下げになってしまったということが起こらないように制度設計をするべきだというのが労働者側の意見ですので、そこはしっかりと申し上げておきたいと思います。

その上で、どうすれば従業者の発明へのインセンティブが今と変わらないものとして確保されるのか。我々としては現行の法定対価請求権というのが一番適切であると考えています。仮に、一定の場合に使用者帰属となることが認められる制度になったとしても、2ページが一番下に「例えば、発明者の職務発明に係る知的労力への報いとしての法定請求権」と書いてあるように、きちんと法定の請求権が認められない限りは、従業者への発明

のインセンティブの確保というのが担保できるとは思っておりませんので、そこについては、今後具体的な制度設計に入って行く中で、念頭に置いて検討していただきたいと思えます。

それと、3ページ目の一番上の部分で、「インセンティブを確保するための法的措置が不可欠である」と書いてありますが、その下には、「効果的なインセンティブの在り方は、企業の自主性に任せるべきである」とあって、文脈が矛盾しているように思えます。後者については、産業界の指摘ですので、「・・・企業の自主性に任せるべきであるとの指摘があった」があったという表現にすべきではないでしょうか。

○大淵委員長 これまでの議論の整理だから、意見が書いてあるのだと思います。

○土井委員 わかりました。

○大淵委員長 北森委員、どうぞ。

○北森委員 先ほどから国がインセンティブというか、ある程度報償するべきだろうと。それはもちろんそのとおりにかもしれません。それは発明をしたということに関してですが、前々回でしたか、発明と発見と2つあるので、発見のほうにはノーベル賞とかいろいろなことが措置されているわけです。それと同じように発明という重要なことに関しても、国が報償することはあるでしょう。しかし、それは名誉として報償することであって、イノベーションという経済効果に対して成功報酬という意味のインセンティブとは違う。それは明らかに違う。名誉であることと、それから成功報酬ということの報酬とは違うので、それは分けて議論しないとイケない。国に全部成功報酬のところまで任せるのは、少しいかがなものかと思えます。

○大淵委員長 井上委員、どうぞ。

○井上委員 北森委員から、成功報酬が非常に重要になってくるというお話があったんですけども、成功報酬は重要だと思いますが、ただ、成功報酬のあり方を法によって決めるというのが正しいかどうかというのは別問題だと思います。例えば独法などで制度上融通が効かなくて、成功報酬の上限が法律によって非常に低く抑えられている場合に、それを撤廃して自由に成功報酬の制度設計ができるようにしようというお話ならよくわかるわけですけども、成功報酬は別に法で今禁止されていないわけですし、企業としては自由に成功報酬制度を導入することができることになっておりますから、その点は企業の自主性にある程度任せることでも構わないのではないかと考えています。

○北森委員 今の改正案の方では、自主性に任せているというよりもインセンティブを与

えないというところが法で保証されてしまうような印象があります。つまりインセンティブを与えるということについては触れないということが、インセンティブを与える必要がないというふうにとられる。成功報酬を与えなくていいよと、そういう法改正に見える。もちろん企業が自分たちの生き残りをかけてやるというのは自由なんですけれども、法としてそういうことがあっていいのかということでもあります。

○矢野委員 十分御理解いただけていると思うのですが、先ほど、企業が国に任せってしまうのではないかみたいな御発言があったので念のため申し上げますと、国でも制度をつくっていただきたいですが、企業はもちろん企業の中で、インセンティブ策をつくってきちんと褒賞すべきであると思っております。条文に書く、書かないは別の問題にして、書くにしても書かないにしても、各企業がきちんとインセンティブ策をつくって研究者を処遇するべきだと思っておりますし、実際にやるつもりでおります。国に押しつけてしまって企業はやらないでいようと、そんなことは決して思っておりません。

○大淵委員長 土田委員、どうぞ。

○土田委員 3ページが一番最後の「今後の検討の方向性」の2つ目のポツのところですが、これは非常に重要な点だと思うのですが、要するに、使用者が職務発明の対価額を確定できず、長期にわたって対価支払いの負担が生じ続けるといった予測可能性の問題に対応するために、従業者等の発明へのインセンティブが実質的に確保されている場合には、現行法のように法定対価請求権を設ける以外の方法も考えられる。これは確認ですが、現行法のような法定対価請求権以外の方法も考えられるということは、要するに法人帰属という方法を認めて、それを前提にした幾つかのインセンティブ施策を講ずるという選択肢を認めるべきだと、そういう意味でしょうか。

つまり現行法は、従業者帰属を前提にしているからこそ、対価請求権という概念を認めているわけです。この書きぶりからすると、それ以外の方法もあると考えられるということは、法人帰属のことをここで暗に示されているのかどうか、確認したいんです。

○山田制度審議室長 御理解のとおりでございますが、ここの部分は一定の場合、それはすなわち従業者等の発明のインセンティブが実質的に確保されている場合、そういうものを確認した場合には法人帰属になるということを前提に、現行法のように法定対価請求権を設ける以外の方法、これは企業にインセンティブ施策の設計の自由をある程度認めていくということを意図しております。

○土田委員 その場合に忘れてはいけないのは、先ほど土井委員からも発言がありました

し、私も何回か発言していますが、現行の特許法は、発明という知的活動に対する公正な給付を与えるべきだという前提に立っていますから、そこを切り下げるべきではないという議論をずっとしているわけです。他方で、3ページの上から3つ目のポツにあるようなチームワークの点を考えると、柔軟なインセンティブも確かに必要になる。そうすると、2ページが一番下にあるように、法人帰属を前提とする法定請求権構成の選択肢があり得ると思うのですが、その場合、どのようにしてチームワーク等を考慮した柔軟なインセンティブを盛り込めるかということが非常に重要になってくると思います。各論の議論では、そこも含めて議論していきたいと思います。

○大淵委員長 山本委員、どうぞ。

○山本委員 今の点で、最後の方向性の読み方ないしは理解を確認させていただければと思うのですが、従業者等の発明へのインセンティブが実質的に確保されている場合には、現行法のように法定対価請求権を設ける以外の方法も考えられるのではないかということの中に、前回までかなり有力にここで主張され議論されていた、従業者の知的労働に対する報いをしなければならないのであって、そのような法的な義務に当たるものを使用者等に認めるという考え方は、今後検討を進める中で、その検討の中に含まれていると理解してよいのですか、それともそれは排除されていると読むべきなですか。それを確認させてください。

○山田制度審議室長 文言上は排除されていないと思います。ただ、原則は現行法の従業者帰属を前提とした対価請求権があって、一定の場合に、その一定の場合というのは、従業者等の発明へのインセンティブが実質的に確保されていることを確認できる場合に、その上で、さらに報いについての法定の請求権というもの、またその例外のところに観念するかどうかというのは、少し私どもの作業として、さまざま法制的な検討をしてきた中では、知的労力への報いという法定請求権というものを観念することはできるかもしれないけれども、それは幾ら払ったらいいのかというのがわからないブヨブヨの請求権でございますので、そういったブヨブヨの、どこまでやれば履行したかわからないようなものを新たに権利として書き込めるかどうかということは、なお法制的な検討が必要であって、非常に難しいという感触は得ております。

○大淵委員長 どうぞ。

○宮島委員 私も具体論のところでは今後議論をしたいと思っていますので、今日お答えにならなくてもいいのですが、産業界の方に。

産業界の方々が主張するように、法人帰属になってそれをそれぞれの企業に任せた場合、ここにいらっしゃる方々はみんな、インセンティブは切り下げるべきではないし、ちゃんと報酬を出すというところは一致しているんですが、そう考えない企業がいた場合に、そこはどうか歯どめがつけられるのか。労働者が心配するところはそこなのではないかと思うのです。啓蒙活動するとか指導していくとおっしゃったんですが、その場合は普通に実社会を見ると、こぼれ落ちていく企業はあるわけで、本当にフリーハンドにして、こぼれ落ちるところがないように防げるのかどうかということが私はわからないので、そのあたりアイデアなどがあれば、次にでもいいんですが教えていただきたいと思います。

○大淵委員長　どうぞ。

○土田委員　今の山田室長のお答えは、これまでの議論とはややそぐわないお答えだと思います。山本委員が確認されたのは、前回までの議論において、一体インセンティブというのは何なのかということについて、企業活動への貢献への御褒美という考え方と、従業者の知的活動への報いなり報償という考え方の2つがある。一体このどちらと考えるべきかということは、単に言葉の問題ではなくて、特許法と職務発明制度を考える際の基本であるという議論をさんざんしたはずですが。その上で、知的活動への報いなり報償という選択は十分あり得るということを確認できていたはずだと思っていたのですが、それが今の御回答では、対価請求権の政策がある一方で、法人帰属になった途端に、もっぱら企業の柔軟なインセンティブ施策に結び付くという整理のように承りました。しかし、それは、これまでの議論から見ればおかしいと思います。

それから、ブヨブヨの請求権というのは誤解を招く表現だと思います。もともと私などが報償請求権として言っていたのは、これはきちんと企業が手続を履行した上で、それを基本にして報償を支払えば、それによって報償請求権、報償支払い義務が履行されたものとみなすという制度設計を一案として出しているわけです。この具体的な提案は、前回の研究会のときから出していますが、そもそも前回の研究会を閉じる際に我々が確認したのは、ぜひ特許制度小委員会でも、研究会の議論を踏まえて進めてほしいと確認していました。今の御回答は、これまでの議論がなかったかのような印象を与えかねないと思います。

○山田制度審議室長　土田委員、そういう失礼な意図で申し上げたつもりはございませんで、私どもとしては、土田委員が今まで御説明されておったアイデアの中で、契約、勤務規則その他の定めに基づく請求権というものをつくるということを要件にした場合には、その請求権に基づいてかつちりした請求権が生まれる。こういったことは当然あるのかな

と。この場合には、契約、勤務規則その他の定めに基づく請求権であれば、かつちりした内容になると思います。そういうものは恐らくはこの一定の手続というものを踏まえれば発生するのだと理解しておりますが、それとは別に、さらに現行法での相当対価請求権に加えて、例外の世界の中でも契約、勤務規則の定めに基づく請求権以外に、さらにそこで法定請求権というものを加えて観念するということは。いや、もちろん観念できれば、それはそれであるお立場の方にとってはよろしいのかもしれませんが、なかなかそのところは。山本委員からは、遺失物法の場合の報労金の例を教えてくださいけれども、ああいう例は法制的には一般的なものではないという現状でございます。

○大淵委員長　どうぞ。

○水町委員　現行法等を今回もし変えるとした場合といたるところの話で、現行法は、相当の対価請求権というのが、具体的な請求権として認められていますが、これがもし変えて新しくどういう制度にするかというときには、現行の相当の対価請求権よりも担保として下がっている確実な保証がなくなるという、切り下げに当たるようなイメージを与えたり、具体的な内容になることを避けるために、どう制度設計をするか。

新しい制度設計をするときに、例えばエグゼンプトで例外的に帰属を変えるときチェック事項としては、一般的な制度としてこういう職務発明規程をつくって、その中でこういうふうなルールに基づいてインセンティブなり給付をしますよという一般的なルールの話と、それが個々の発明者とか個々の発明に対して、具体的にどういう給付を最終的に与えるかという2つのレベルのものがあって、最終的に2つのレベルを踏まないで、最終的な具体的な利益が確定しないわけです。

そこで、前者のところだけで手続を踏んで、後者のところについて法は介入しませんよとなると、請求権ではないという話になると思うんですが、その2つのレベルの中でどう制度設計して、現行法の相当の対価請求権と比べて、きちんと法的な担保はしっかりしたものとして設計されていますよというのが見えるような案を出すことが大切だと思います。

○土田委員　確認ですが、今の点と関連しますが、山田室長は、契約、勤務規則その他の定めに基づく請求権というものであれば当然観念し得る一方で、それとは別に法定請求権を観念するというのは難しいと言われましたけれども、それはこういう趣旨ですか。最後の3ページの一番下のポツのところでは、現行法の法定対価請求権とは別の法政策も考えられると述べていますが、これは、契約、勤務規則その他の定めに基づく何らかの請求権をこの制度設計に組み込むべきだと、組み込んだ上で別の方法もあり得るという趣旨でし

ようか。それだったら理解できるのですが。

○山田制度審議室長 この文章はそういう解釈を許容するものだと思いますし、実際私もととしてもそういう意図で書いております。

○土田委員 それでしたら私の理解とそれほど違わないと思います。

○井上委員 山田室長のお答えの意味がよくわからなかったのですが、確認させてください。今日の事務局の御提案は、前回資料の(4)の案をベースにしたものだと理解しております。(4)では、一定の手続を経た場合帰属については法人帰属とし何らかの金銭的な支払いの請求権のようなものは生じないという前提で書かれているように見えたのですが、そういう前提ではないのですか。

○山田制度審議室長 事務局の意図としては、(4)で柔軟化ということで、何かベースとしては現行法の相当対価請求権があって、例外として一定の場合。この一定の場合の要件として、何かしらの契約、勤務規則その他の定めをつくることは大前提だと。そういうことにすれば、法定の請求権なるものは、例外の世界では観念をする必要がないであろうということでございます。

○大淵委員長 どうぞ。

○山本委員 私まだ理解し切れていないのですけれども、土田委員が、それならば私の意見と余り変わらないというようにおっしゃったのは、本当にそうなのですか。

○土田委員 私が理解したのは、これは難しいんですけど、要するに、契約、勤務規則その他の定めに基づく請求権というものを、法人帰属という例外の世界においても要件とするという趣旨であれば、それが法律上の規定に設けられるわけだから、法定請求権とそれほど違いはないのではないかと理解したのですが、間違っていますか。

○山本委員 私の素朴な理解によりますと、山田室長は、契約、勤務規則等で定めをすれば、法定の請求権をおよそ認めない可能性があるということをおっしゃったのかなと理解しました。つまり、現行法では、特許を受ける権利の承継に対する対価という位置づけであって、知的労力に対する報いというのはそれとはもちろん違うけれども、一定の定めをすることによって、そのような知的労力に対する報いを求めるという法定の請求権をおよそ認めないという可能性を、正面から認めるということをおっしゃったのかなと思ったのですが、そこまではおっしゃっていないのですか。

○山田制度審議室長 済みません、お二人の高度な世界に私がついていけないかどうか心もとないのですけれども、私の理解は現行法というものがベースであって、そこは対価

請求権があるということで、例外として、一定の場合に法人帰属で、対価請求権がない世界が出現する。でも、その世界に到達するには一定の要件を満たす必要があって、一定の要件として必ず契約、勤務規則その他の定めはつくことは大前提ですということ。では、その契約、勤務規則その他の定めに関して、手続や内容についてどのぐらいの法的な規律を及ぼすべきかというところは、それはそれでまたあるわけで、それは御議論いただかなくてはいけないし、私としては法的規律は必要だというふうに理解しております。

そういった場合に、そこで必ず契約、勤務規則その他の定めがある請求権ができるわけですし、そのところはある程度柔軟に企業が自由に設計できる。その自由な範囲というのは、手続内容の法的規律の範囲なわけでありますが、そのところはなるべく薄く、広くといった企業の実情に合わせた設計は可能になると理解しております。

○山本委員 手続は別として、その内容とおっしゃることの中に、土田委員がおっしゃっているような形で内容を盛り込むことを要件とするということも、議論としてはまだ残されているということなのですか。もしそうだとすると、恐らく御意見は変わらないと思うのですが、もしそこが違うというのであれば、恐らく土田委員と意見が違うということだと思います。

○土田委員 契約、勤務規則その他の定めを設けるかどうか自体が自由であれば、請求権は発生しようがないわけですから、その場合には極めて隔たりが大きいと思います。一方、契約、勤務規則その他の定めを企業が設ければ、それに基づいて請求権が発生するという趣旨であれば、つまり、契約、勤務規則その他の定めに基づく報償請求権を法人帰属という例外の世界の中で要件にするという御提案であれば、必然的にそこから請求権が発生するでしょう。そうだとすれば、契約、勤務規則その他の定めに基づく請求権が例外規定の要件になるわけですから、法定請求権との隔絶は、それほどないのではないかという受け取り方をしたということです。

これはいろいろな可能性があると思うのですが、そこでまたおかしな制度設計になるのであれば、それは私としてはなかなか難しいと思います。

○山本委員 最後ですが、これは大事な点なので確認なのですが、契約、勤務規則で定めればというその「定めれば」の中身が示されていないので、誤解の余地を生んでいけるのだと思います。土田委員は、「定めれば」というのは、何らかの報いに当たるものを与えるということを決めればという意味で理解しておられると思うのですが、私が先ほどの山田室長の御意見を最初聞いたときに、素朴に思ったのは、そのような定めを

しなければならないとは必ずしも考えておられなくて、それも可能かもしれないけれども、場合によってはほかのいろいろなインセンティブを与えているのであって、その報いに対する請求権のようなものは認めないという内容も可能であるというようにお考えなのかなと思いました。もしそうでないのであれば、お二人の間に一致があると思います。

○山田制度審議室長 そうではないということだろうと思います。

○井上委員 今の議論を伺っていますと、事務局が今お考えのアイデアのようなものはあると思うのですが、具体的な御提案はまだ明確な形では出されていないと思います。さきほどの土田委員や山本委員の質問に対する事務局からの回答で事務局の考え方の一端をかいまみることができるということにとどまります。前回資料の(4)の方向で行くから、完全に事務局にマンドートを与えてほしいということで本日の小委員会が終わってしまって、その後、具体的な案がまとまった段階で議論するとき、(4)の考え方から一歩も出られないというふうになってしまうことに私は不安を感じております。それは多分土田委員も同じで、そういうことなら反対するところだったというお話になりかねないと思うのです。事務局に(4)をベースに具体的に内容を詰めていただくのは大賛成で、そうしないと議論が進みませんので、それはよろしいと思うのですが、今回の改正の課題として認識されている事項、その認識は各委員でそれぞれ違うわけですが、それが解決しない場合には原則に戻るといいますか、再度検討する余地を残していただきたいと思っております。

○山田制度審議室長 本日の検討に当たっては、私が最初に申し上げたことは、本日の審議はこれまでの小委員会での議論を踏まえて、今後具体的な制度設計を進めていく上での検討の方向性について小委として合意を図ることを目的としておりますということをございまして、今日皆さんとお伺いしていても、具体的な制度設計に入るといことは、皆さんもそれをやってほしいということだろうと思います。

それで具体的な制度設計の中身をみて見ないと、最終的にイエスと言えるかどうかかわからないよというのは、井上委員もそうだし、土田先生、山本先生、土井委員、皆さんそうだったと思いますので、そこは留保条件つきで検討の方向性について合意がとれればと思っております。

○石埜様(飯田委員代理) 私も発言してよろしいですか。大学が今、議論の蚊帳の外になっているので。今の職務発明制度に大学も乗ってやっていますけれども、これは必ずしも制度趣旨に合っているものとは思えないわけです。たまたまうまく乗っていますけれども、やはり法の趣旨とはちょっと違うのではないかとこのころがあります。これからど

ういう制度をつくっていくかはいろいろあると思うのですが、そこは大学が取り残されないようしっかり御配慮いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○羽藤長官 お忙しい皆様はこの審議会でお集まりいただき、御議論をいただいているわけでありますので、特許庁としてその事務方を務める立場を改めて申し上げておくことが重要ではないかと思ひまして、ちょっとお時間をいただきたいと思ひます。

そもそも私どもは政府の一員でありますので、昨年夏以来に閣議決定があったこと、これをしっかりと具体的に、それではどのような案をつくるのかということで日々いろいろな議論をしておりますし、またその議論との関係で、まさしく今回皆様にお集まりいただき御議論いただいております。

と同時に、私ども行政府は御案内のとおり立法府から与えられた権限の中でそれを執行していくというのが立場でありまして、そういう一環として立法府に対して一案を示していくというのが法改正の案を閣議で決定して政府が提出する、こういう段取りなのであります。つまり別の言い方になりますけれども、立法府自身が立法府の意思として法改正をするという領域は当然の権能であるわけでありまして。

したがって、以上のような立法府との関係性の中で、現に法律がある。そこには少なくとも10年前の法律、立法改正が行われたという事実がある。先ほどもございましたけれども、もちろんその背景には、いろいろな意見の調整、利害関係の調整の中で必ずしも全ての意見や利害関係が適切に反映されているかどうかという点については、一般論としても議論の余地はあると思ひますけれども、そこも含めて不断に見直すものは不断に見直すということは、これは立法府でもそうですし、また我々行政府としても一案を提示していくというのは、そういう立場なのだろう。これは基本的なスタンスであります。

したがって、私どもこれから閣議決定に基づいて具体的な案を提示するに当たっては、なるほどと、それは確かに特許庁、経済産業省、あるいは政府が提案している内容のとおりだなということを、目標としては立法府の意思が統一的に理解を得られるようにしていく。それだけの説得的な、そしてある意味では意見や利害関係の調整という意味におけるバランスのとれたものにしていくことを目指さなければならない。

そのようなことを考えながら、私どもこれを議論しておるのですけれども、現時点において非常に重要ではないかと考えますのは、研究者に対するインセンティブと企業自身のインセンティブを一体どのように確保するのか、それを制度としてどのような形で位置づけることができるのかということでありまして。これまでも産業界から、例えば研究者に対

するインセンティブのあり方については企業サイドの自主性に任せるべきであるという、その意向というのは十分承知しておりますけれども、現行法制度との関係において、帰属の在り方、それからインセンティブのあり方を考えていくときには、それではどのような手順、あるいは手続ということでこれを担保するのかというところが恐らく重要な点ではないかと考えております。

内容について、ある一定のレベルのインセンティブが、これがふさわしい、適切であるということを一意的に何か設計主義的に示すことは必ずしも適切でないという基本的な認識があります。したがって、従業員、あるいは研究者の皆様に対して、こういったインセンティブは、なるほどそれは確かに我が国のイノベーションを起こしていくという観点で、研究活動を支えるという観点で、そういったインセンティブが非常に重要だということをごどのように制度の中で位置づけることができるのか。これを実は経済界や産業界の皆様から、任せてほしい、私たちに任せてほしいという御意見があり、もちろん信頼してお任せはしたいのですが、どのような形で、利害関係の調整のバランスの中で従業員や研究者の皆様を受けとめてもらえるような形にしていくのか。そこにひとえに我々は知恵を出していかなければいけないところではないか思います。

これが前回の資料のいわゆる(4)の中のことでもありますし、その「一定の手続」というのは、例えば先ほど来申し上げますとおり勤務規則などで定めをするというのであれば、それは一定の手続として、一定の私契約関係ではありますけれども、請求権の存在が前提となり、その上で法人に対する帰属ということになります。そういう(4)のことを、今日ここで御説明しております3ページに、先ほど来議論がございますような方法の一つとして提示しておるということでもありますけれども、ここから先はこの審議会の場で、こういう方向性における議論の積み重ねでありますので、具体的な設計はあとは事務局にお任せください、というふうに言えるところまでは皆様をお願いして、議論の積み重ねを引き続きお願いしたいと思います。そのためにも、私ども今後具体的な案をお示し申し上げていくということが必要なのだらうと思いつながら、今回の御議論をお願いしておることでございます。

したがって、これから委員長からもお話いただけたと思いますけれども、本来の趣旨、目的、目指すところは、インセンティブをどのように確保するのか、それを従業員や研究者にとって、あるいは法人にとって、そしてそのことが法人サイドのコストも下げる、予見性を高める、二重譲渡の問題等、帰属の問題を含めた問題を解決するということで、

具体的な案をお示し申し上げていきたいと思っております。

私自身は、これは楽観的に申し上げてはいけないのかもしれませんが、産業界で考えておられること、あるいはここでお示し申し上げて、いわゆる柔軟性、今日の資料の3ページで申し上げていること、具体的な案を今後見ていただくと、そんなに大きく離れていることはなくて収斂していくことができるのではないかと、あるいはそうさせていただかないといけないのではないかと思っております。したがって、これからも御意見をそれぞれいただきながら、繰り返しですけれども、私どもにとっては宿題として与えられております昨年夏以来の議論について、具体的な案をお示ししていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○大淵委員長 ありがとうございます。

それでは最後に、これまでの議論の整理として、本日当小委員会で確認できた点につきまして事務局から御報告願います。

○山田制度審議室長 留保条件つきということではございますけれども、以下の点を確認できたのではないかと思います。

まず1点目でございます。研究者の研究開発活動に対するインセンティブの確保と企業の国際競争力、イノベーションの強化をともに実現するべく、職務発明制度の見直しが必要と考えられる。

2点目、オープン・クローズ戦略といった多様な知的財産戦略を使用者等が迅速・的確に実行するためには、一定の場合には、例えば、従業者帰属を使用者帰属とするなどの制度の見直しの合理性が認められる。

3点目、一定の場合に、使用者帰属を認めるとしても、全ての使用者等について一律に従業者帰属を使用者帰属に変更する必要があると認められるほどの事情の変化が平成16年以降に生じていることまでは見出せない。

4点目、使用者等の自主性のみ委ねても、従業者等の発明のインセンティブが確保されるとは言えない場合がある。

5点目、従業者等の発明のインセンティブが実質的に確保されている場合には、現行法のように法定の対価請求権を設ける以外の方法も考えられる。

以上でございます。

○大淵委員長 それでは、以上の点を前提としまして、今後事務局において具体的な制度案の検討を加速し、その結果を当小委員会に戻してさらに審議することといたします。

また、事務局における具体的な制度案の検討と並行して、本日御出席の産業界の委員においては、法定の対価請求権という仕組みでなくても、従業者等へのインセンティブが実質的に確保される仕組みの具体案について御検討いただき、次回の当小委員会までの間、随時、事務局と意見交換するとともに、審議会にてそれを示してくださるようお願いいたします。

○土井委員 先ほど事務局から読み上げていただいた内容については、この議事録には残りますけれども、今後、1枚紙ぐらいに整理して、対外的にオープンにする予定があるのか。また、小委員会の立ち上げ当初はどこかの段階でパブコメをするという話もありましたので、そのあたりを含めた今後のスケジュールを確認させていただきたいと思います。

○羽藤長官 この点については、求められれば、これまでの御議論がこういう方向でされていますということで対外的には御紹介していきたいと思います。それからパブコメ等については、むしろこういう形でパブコメを求めますということは、委員会としての御意見や結論としての確認をした上で、案としてパブコメを求めるという手続に付すべきものだと私は考えますので、その点については改めて皆様の御審議の上で、どのような形でパブコメなど意見を募集するのかということをごらざっていただきたいと思います。

ただ、繰り返しですけれども、これまでの御議論として御紹介するという点について、外から求められる場合においては、これは現に今回の資料についても公開のものでもございますけれども、私どもからそれを必要な場面で御紹介することはあり得るということで御理解いただきたいと思います。

○土井委員 ありがとうございます。

○大淵委員長 よろしいでしょうか。

それでは、時間を相当過ぎておりますが、以上をもちまして本日の議論を終了いたします。

今後のスケジュールについて

○大淵委員長 最後に、事務局から今後のスケジュールについてお願いいたします。

○山田制度審議室長 次回の予定は、追って事務局から御連絡させていただきます。本日の配付資料につきましては、机に残していただければ後日郵送させていただきます。

○土田委員 済みません、6月30日はあるんですか。

○山田制度審議室長 予備日として6月30日を押さえさせていただいておりましたが、具体案の検討が済んだ段階で小委員会を再開することといたしまして、6月30日は流していただいて結構だと考えております。

○大淵委員長 よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、本日は長時間に及びましたが、以上をもちまして産業構造審議会知的財産分科会第7回特許制度小委員会を閉会いたします。本日も長時間、御熱心に御審議いただきましてどうもありがとうございました。

閉 会